

## 【利用される方へ】

### 1 調査の目的

2010年世界農林業センサスは、我が国農林業の生産構造及び就業構造等の実態や農山村地域の現状を把握することによって、農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する2010年世界農林業センサスの趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的として実施されました。

### 2 調査の体系

2010年世界農林業センサスは、農林業経営を把握するために個人、組織、法人などを対象に実施する調査（**農林業経営体調査**）と、農山村の現状を把握するために全国の市町村や農業集落を対象に実施する調査（**農山村地域調査**）に大別されます。

区 分	農林業経営体調査	農山村地域調査
調査の対象	農林業センサス規則（用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く）	全ての市区町村（1,927市区町村）及び全域が市街化区域に含まれる農業集落を除く全ての農業集落（139,176集落）
主な調査事項	経営の態様、世帯の状況、農業経営の特徴、経営耕地面積、農業労働力等	農地・森林の状況、地域資源の確保・活用状況、総土地面積・林野面積等
調査の時期	平成22年2月1日現在	左記に同じ
調査の方法	農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査により実施した。	農林水産省本省—地域センター（旧農政事務所）の実施系統で行い、市区町村用調査票は、市区町村に対する往復郵送調査とし、農業集落用調査票は、農業集落精通者に対し統計調査員が調査票を配布回収する自計調査とした。

### 3 前回調査（2005年）との相違

2010年世界農林業センサスにおいては、我が国の農林業・農山村を取り巻く情勢の変化及び農林業施策の動向に対応するとともに、個人情報保護意識の高まりなど調査環境の変化を踏まえ、調査方法、調査項目等の改善・見直しが行われました。

#### (1) 調査方法の見直し

- ア 全国統一時点の調査とするため、12月1日現在であった沖縄県の調査期日が、他の都道府県と同様の2月1日現在とされました。また、これまで、北海道用、都府県用、沖縄県用に分かれていた調査票が統一されました。
- イ 農山村地域調査については、これまで農林水産省の職員により調査が実施されていましたが、市区町村調査は郵送調査、農業集落調査は調査員調査に変更されました。

#### (2) 調査項目等の改善・見直し

必要性が低い調査項目や他の統計調査等で把握可能な調査項目は、簡素化・廃止される一方、農林業の基本構造の把握に必要な項目は、新設・追加され、充実が図られました。

##### ア 簡素化・廃止された主な項目

- 家族の氏名の記入を廃止
- 販売金額等の把握方法を簡素化
- 作付面積等の把握方法を簡素化

##### イ 新設・追加された主な項目

- 農業以外の業種から農業への資本金、出資金の提供状況
- 農産物の輸出の取組状況
- 林業の担い手確保や間伐作業の状況

### 4 利用上の注意

(1) 本書は、平成22年2月1日現在で実施した2010年世界農林業センサスの本県結果の概要を取りまとめたものです。なお、本文および統計表の数値は、平成23年3月24日に農林水産省から公表された確定値を基に掲載しています。

#### (2) 統計表の符号の用法

該当なし「－」、単位未満「0」、減少「△」、未調査「…」、秘密保護上、数値を秘匿した数値を「X」としました。

(3) 構成比は、原則として少数第2位を四捨五入し第1位までとしました。